

市議会令和6年第1回定例会

議案及び議案資料

議案第4号～議案第8号

(第2集)

目 次

議案第 4 号	指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	1
議案第 4 号資料	指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について	2 5
議案第 5 号	柏市指定障害福祉サービス事業等人員設備運営基準等条例の一部を改正する条例の制定について	5 3
議案第 5 号資料	柏市指定障害福祉サービス事業等人員設備運営基準等条例の一部を改正する条例について	5 5
議案第 6 号	柏市指定障害児通所支援事業等人員設備運営基準等条例の一部を改正する条例の制定について	5 7
議案第 6 号資料	柏市指定障害児通所支援事業等人員設備運営基準等条例の一部を改正する条例について	6 1
議案第 7 号	柏市指定障害者支援施設等人員設備運営基準等条例及び柏市障害者支援施設設備運営基準条例の一部を改正する条例の制定について	6 3
議案第 7 号資料	柏市指定障害者支援施設等人員設備運営基準等条例及び柏市障害者支援施設設備運営基準条例の一部を改正する条例について	6 7
議案第 8 号	柏市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	6 9
議案第 8 号資料	柏市介護保険条例の一部を改正する条例について	7 3

指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 22 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い，関係条例の整備を行いたいの
で提案する。

柏市条例第 号

指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（柏市養護老人ホーム設備運営基準条例の一部改正）

第 1 条 柏市養護老人ホーム設備運営基準条例（平成 24 年柏市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

10 令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間，第 3 条の規定により適用する基準省令第 25 条第 1 項の規定の適用については，同項中「定めておかなければ」とあるのは，「定めておくよう努めなければ」とする。

（柏市特別養護老人ホーム設備運営基準条例の一部改正）

第 2 条 柏市特別養護老人ホーム設備運営基準条例（平成 24 年柏市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 2 条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

第 21 条 令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間，第 3 条の規定により適用する基準省令第 31 条の 3（基準省令第 42 条，第 59 条及び第 63 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，基準省令第 31 条の 3 中「しなければ」とあるのは，「するよう努めなければ」とする。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

第 22 条 令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間，第 3 条の規定により適用する基準省令第 27 条第 1 項（基準省令第 42 条，第 59 条及び第 63 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，同項中「定めておかな

ければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

（柏市軽費老人ホーム設備運営基準条例の一部改正）

第3条 柏市軽費老人ホーム設備運営基準条例（平成24年柏市条例第43号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（重要事項の掲示に係る経過措置）

7 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間，第3条の規定により適用する基準省令第28条第3項（基準省令第39条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，同項中「軽費老人ホームは，原則として，重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは，「削除」とする。

（柏市指定居宅サービス等事業人員設備運営基準等条例の一部改正）

第4条 柏市指定居宅サービス等事業人員設備運営基準等条例（平成24年柏市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第139条の2第2項」を「第139条の3第2項」に改める。

第6条各号列記以外の部分中「第6号」を「第7号」に改め，同条第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め，同条第6号を同条第7号とし，同条第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め，同号を同条第6号とし，同条第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め，同号を同条第5号とし，同条第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め，同号を同条第4号とし，同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 基準省令第23条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第6条の2各号列記以外の部分中「第6号」を「第7号」に改め，同条第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め，同条第6号を同条第7号とし，同条第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め，同号を同条第6号とし，同条第4号中「に

規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 基準省令第39条の3において準用する基準省令第23条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第7条各号列記以外の部分中「第6号」を「第7号」に改め、同条第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第6号を同条第7号とし、同条第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 基準省令第43条において準用する基準省令第23条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第8条各号列記以外の部分中「第5号」を「第6号」に改め、同条第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第5号を同条第6号とし、同条第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 基準省令第50条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第9条各号列記以外の部分中「第5号」を「第6号」に改め、同条第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第5号を同条第6号とし、同条第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 基準省令第58条において準用する基準省令第50条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第13条各号列記以外の部分中「第6号」を「第7号」に改め，同条第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め，同条第6号を同条第7号とし，同条第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め，同号を同条第6号とし，同条第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め，同号を同条第5号とし，同条第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め，同号を同条第4号とし，同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 基準省令第98条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第14条各号列記以外の部分中「第6号」を「第7号」に改め，同条第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め，同条第6号を同条第7号とし，同条第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め，同号を同条第6号とし，同条第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め，同号を同条第5号とし，同条第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め，同号を同条第4号とし，同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 基準省令第105条の3において準用する基準省令第98条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第15条各号列記以外の部分中「第6号」を「第7号」に改め，同条第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め，同条第6号を同条第7号とし，同条第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め，同号を同条第6号とし，同条第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め，同号を同条第5号とし，同条第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め，同号を同条第4号とし，同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 基準省令第109条において準用する基準省令第98条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第 3 5 条各号列記以外の部分中「第 7 号」を「第 8 号」に改め、同条第 2 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第 7 号を同条第 8 号とし、同条第 6 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第 7 号とし、同条第 5 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第 6 号とし、同条第 4 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 基準省令第 1 9 9 条第 7 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第 3 6 条各号列記以外の部分中「第 7 号」を「第 8 号」に改め、同条第 2 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第 7 号を同条第 8 号とし、同条第 6 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第 7 号とし、同条第 5 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第 6 号とし、同条第 4 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 基準省令第 2 0 6 条において準用する基準省令第 1 9 9 条第 7 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第 3 7 条各号列記以外の部分中「第 6 号」を「第 7 号」に改め、同条第 2 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第 6 号を同条第 7 号とし、同条第 5 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第 6 号とし、同条第 4 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 基準省令第 2 1 4 条第 7 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

得ない理由の記録

附則第15条中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、「第3条第3項」の次に「（基準省令第85条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）」を加え、「第39条の3，第43条，第54条，第58条，第74条，第83条，第91条，第105条，第105条の3，第109条，第119条，第140条（基準省令第140条の13において準用する場合を含む。），第140条の15，第140条の32，第155条（基準省令第155条の12において準用する場合を含む。），第192条，第192条の12，第205条，第206条及び第216条において準用する場合を含む」を「第91条において準用する場合に限る」に，「第29条（基準省令第39条の3及び第43条において準用する場合を含む。），第53条（基準省令第58条において準用する場合を含む。），第73条，第82条，第90条，第100条（基準省令第105条の3及び第109条において準用する場合を含む。），第117条，第137条（基準省令第140条の15及び第140条の32において準用する場合を含む。），第140条の11，第153条，第155条の10，第189条，第192条の9及び第200条（基準省令第206条及び第216条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定」を「第90条の規定の適用については，同条」に改める。

附則第16条中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に，「第39条の3，第43条，第54条，第58条，第74条，第83条，第91条，第105条，第105条の3，第109条，第119条，第140条（基準省令第140条の13において準用する場合を含む。），第140条の15，第140条の32，第155条（基準省令第155条の12において準用する場合を含む。），第192条，第192条の12，第205条，第206条及び第216条において準用する場合を含む」を「第91条において準用する場合に限る」に改める。

附則に次の4条を加える。

（重要事項の揭示に係る経過措置）

第 2 1 条 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの間，
第 4 条の規定により適用する基準省令第 3 2 条第 3 項（基準省令第 3 9 条の 3，第 4 3 条，第 5 4 条，第 5 8 条，第 7 4 条，第 8 3 条，第 9 1 条，第 1 0 5 条，第 1 0 5 条の 3，第 1 0 9 条，第 1 1 9 条，第 1 4 0 条（基準省令第 1 4 0 条の 1 3 において準用する場合を含む。），第 1 4 0 条の 1 5，第 1 4 0 条の 3 2，第 1 5 5 条（基準省令第 1 5 5 条の 1 2 において準用する場合を含む。），第 1 9 2 条及び第 1 9 2 条の 1 2 において準用する場合を含む。）の規定の適用については，同項中「指定訪問介護事業者は，原則として，重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と，基準省令第 2 0 4 条第 3 項（基準省令第 2 0 6 条及び第 2 1 6 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，同項中「指定福祉用具貸与事業者は，原則として，重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

第 2 2 条 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの間，
第 4 条の規定により適用する基準省令第 1 2 8 条第 6 項（基準省令第 1 4 0 条の 1 5 及び第 1 4 0 条の 3 2 において準用する場合を含む。），第 1 4 0 条の 7 第 8 項，第 1 4 6 条第 6 項及び第 1 5 5 条の 6 第 8 項の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは，「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

第 2 3 条 令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの間，
第 4 条の規定により適用する基準省令第 1 3 9 条の 2（基準省令第 1 4 0 条の 1 3，第 1 4 0 条の 1 5，第 1 4 0 条の 3 2，第 1 5 5 条（基準省令第 1 5 5 条の 1 2 において準用する場合を含む。）及び第 1 9 2 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，基準省令第 1 3 9 条の 2 中

「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

第24条 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間、
第4条の規定により適用する基準省令第185条の2の規定
の適用については、同条中「行わなければ」とあるのは、
「行うよう努めなければ」とする。

第5条 柏市指定居宅サービス等事業人員設備運営基準等条例の一部
を次のように改正する。

第10条各号列記以外の部分中「第8号」を「第9号」に改め、
同条第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第
8号を同条第9号とし、同条第7号中「に規定する」を「の規定
による」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号中「に規定
する」を「の規定による」に改め、同号を同条第7号とし、同条
第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条
第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 基準省令第68条第4号の規定による身体的拘束等の態様
及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得
ない理由の記録

第11条各号列記以外の部分中「第6号」を「第7号」に改め、
同条第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第
6号を同条第7号とし、同条第5号中「に規定する」を「の規定
による」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「に規定
する」を「の規定による」に改め、同号を同条第5号とし、同条
第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条
第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 基準省令第80条第4号の規定による身体的拘束等の態様
及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得
ない理由の記録

第12条各号列記以外の部分中「第5号」を「第6号」に改め、
同条第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第
5号を同条第6号とし、同条第4号中「に規定する」を「の規定
による」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「に規定

する」を「の規定による」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 基準省令第89条第1項第5号、第2項第4号及び第3項第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第16条各号列記以外の部分中「第6号」を「第7号」に改め、同条第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第6号を同条第7号とし、同条第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 基準省令第114条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(柏市指定介護予防サービス等事業人員等基準等条例の一部改正)

第6条 柏市指定介護予防サービス等事業人員等基準等条例（平成24年柏市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第8条各号列記以外の部分中「第5号」を「第6号」に改め、同条第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第5号を同条第6号とし、同条第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 基準省令第57条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第9条各号列記以外の部分中「第5号」を「第6号」に改め、同条第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第5号を同条第6号とし、同条第4号中「に規定する」を「の規定

による」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第 3 号とし、同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 基準省令第 6 1 条において準用する基準省令第 5 7 条第 4 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第 3 4 条各号列記以外の部分中「第 7 号」を「第 8 号」に改め、同条第 1 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第 7 号を同条第 8 号とし、同条第 6 号を同条第 7 号とし、同条第 5 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第 6 号とし、同条第 4 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第 3 号とし、同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 基準省令第 2 7 8 条第 9 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第 3 5 条各号列記以外の部分中「第 7 号」を「第 8 号」に改め、同条第 1 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第 7 号を同条第 8 号とし、同条第 6 号を同条第 7 号とし、同条第 5 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第 6 号とし、同条第 4 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第 3 号とし、同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 基準省令第 2 8 0 条において準用する基準省令第 2 7 8 条第 9 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第 3 6 条各号列記以外の部分中「第 6 号」を「第 7 号」に改め、同条第 6 号を同条第 7 号とし、同条第 5 号を同条第 6 号とし、同

条第４号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第５号とし、同条第３号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第４号とし、同条第２号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第３号とし、同条第１号の次に次の１号を加える。

(2) 基準省令第２９１条第８号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

附則第１３条中「令和６年３月３１日」を「令和９年３月３１日」に改め、「第３条第３項」の次に「（基準省令第８８条第１項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）」を加え、「第６１条、第７４条、第８４条、第９３条、第１２３条、第１４２条（基準省令第１５９条において準用する場合を含む。）、第１６６条、第１８５条、第１９５条（基準省令第２１０条において準用する場合を含む。）、第２４５条、第２６２条、第２７６条、第２８０条及び第２８９条において準用する場合を含む」を「第９３条において準用する場合に限る」に、「第５３条（基準省令第６１条において準用する場合を含む。）、第７２条、第８２条、第９１条、第１２０条、第１３８条（基準省令第１６６条及び第１８５条において準用する場合を含む。）、第１５６条、第１９２条、第２０７条、第２４０条、第２５９条及び第２７０条（基準省令第２８０条及び第２８９条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定」を「第９１条の規定の適用については、同条」に改める。

附則第１４条中「令和６年３月３１日」を「令和９年３月３１日」に、「第６１条、第７４条、第８４条、第９３条、第１２３条、第１４２条（基準省令第１５９条において準用する場合を含む。）、第１６６条、第１８５条、第１９５条（基準省令第２１０条において準用する場合を含む。）、第２４５条、第２６２条、第２７６条、第２８０条及び第２８９条において準用する場合を含む」を「第９３条において準用する場合に限る」に改める。

附則に次の４条を加える。

（重要事項の掲示に係る経過措置）

第 19 条 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間，第 4 条の規定により適用する基準省令第 53 条の 4 第 3 項（基準省令第 61 条，第 74 条，第 84 条，第 93 条，第 123 条，第 142 条（基準省令第 159 条において準用する場合を含む。），第 166 条，第 185 条，第 195 条（基準省令第 210 条において準用する場合を含む。），第 245 条及び第 262 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，同項中「指定介護予防訪問入浴介護事業者は，原則として，重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と，基準省令第 274 条第 3 項（基準省令第 280 条及び第 289 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，同項中「指定介護予防福祉用具貸与事業者は，原則として，重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

第 20 条 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間，第 4 条の規定により適用する基準省令第 136 条第 3 項（基準省令第 159 条，第 166 条及び第 185 条において準用する場合を含む。）及び第 191 条第 3 項（基準省令第 210 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは，「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

第 21 条 令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間，第 4 条の規定により適用する基準省令第 140 条の 2（基準省令第 159 条，第 166 条，第 185 条，第 195 条（基準省令第 210 条において準用する場合を含む。）及び第 245 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，基準省令第 140 条の 2 中「しなければ」とあるのは，

「するよう努めなければ」とする。

(口腔^{くわう}衛生の管理に係る経過措置)

第 2 2 条 令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの間、
第 4 条の規定により適用する基準省令第 2 3 8 条の 2 の規定
の適用については、同条中「行わなければ」とあるのは、
「行うよう努めなければ」とする。

第 7 条 柏市指定介護予防サービス等事業人員等基準等条例の一部
を次のように改正する。

第 1 0 条各号列記以外の部分中「第 8 号」を「第 9 号」に改め、
同条第 4 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第
8 号を同条第 9 号とし、同条第 7 号中「に規定する」を「の規定
による」に改め、同号を同条第 8 号とし、同条第 6 号中「に規定
する」を「の規定による」に改め、同号を同条第 7 号とし、同条
第 5 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条
第 6 号とし、同条第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 基準省令第 7 6 条第 9 号の規定による身体的拘束等の態様
及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得
ない理由の記録

第 1 1 条各号列記以外の部分中「第 6 号」を「第 7 号」に改め、
同条第 2 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第
6 号を同条第 7 号とし、同条第 5 号中「に規定する」を「の規定
による」に改め、同号を同条第 6 号とし、同条第 4 号中「に規定
する」を「の規定による」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条
第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条
第 4 号とし、同条第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 基準省令第 8 6 条第 1 1 号の規定による身体的拘束等の態
様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得
ない理由の記録

第 1 2 条各号列記以外の部分中「第 5 号」を「第 6 号」に改め、
同条第 1 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第
5 号を同条第 6 号とし、同条第 4 号中「に規定する」を「の規定
による」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 3 号中「に規定
する」を「の規定による」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条

第 2 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第 3 号とし、同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 基準省令第 9 5 条第 1 項第 4 号、第 2 項第 4 号及び第 3 項第 4 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第 1 5 条各号列記以外の部分中「第 6 号」を「第 7 号」に改め、同条第 2 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第 6 号を同条第 7 号とし、同条第 5 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第 6 号とし、同条第 4 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 基準省令第 1 2 5 条第 1 1 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(柏市指定介護老人福祉施設人員設備運営基準等条例の一部改正)

第 8 条 柏市指定介護老人福祉施設人員設備運営基準等条例（平成 2 4 年柏市条例第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 3 条を加える。

（重要事項の掲示に係る経過措置）

第 2 4 条 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの間、第 4 条の規定により適用する基準省令第 2 9 条第 3 項（基準省令第 4 9 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護老人福祉施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

第 2 5 条 令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの間、第 4 条の規定により適用する基準省令第 3 5 条の 3（基準省令第 4 9 条において準用する場合を含む。）の規定の適用に

については、基準省令第35条の3中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

第26条 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間、第4条の規定により適用する基準省令第28条第1項（基準省令第49条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

（柏市介護老人保健施設人員等基準条例の一部改正）

第9条 柏市介護老人保健施設人員等基準条例（平成24年柏市条例第53号）の一部を次のように改正する。

附則に次の3条を加える。

（重要事項の掲示に係る経過措置）

第20条 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、第3条の規定により適用する基準省令第31条第3項（基準省令第50条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「介護老人保健施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

第21条 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間、第3条の規定により適用する基準省令第36条の3（基準省令第50条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、基準省令第36条の3中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

第22条 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間、第3条の規定により適用する基準省令第30条第1項（基準省令第50条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

（柏市指定地域密着型サービス事業人員設備運営基準等条例の一部改正）

第10条 柏市指定地域密着型サービス事業人員設備運営基準等条例（平成24年柏市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第7条各号列記以外の部分中「第8号」を「第9号」に改め、同条第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第4号中「第3条の24第11項」を「第3条の24第10項」に改め、同条第8号を同条第9号とし、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

（5）基準省令第3条の22第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第8条各号列記以外の部分中「第6号」を「第7号」に改め、同条第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第6号を同条第7号とし、同条第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

（3）基準省令第10条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第8条の2各号列記以外の部分中「第7号」を「第8号」に改め、同条第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第7号を同条第8号とし、同条第6号を同条第7号とし、同条第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 基準省令第26条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第8条の2の2各号列記以外の部分中「第7号」を「第8号」に改め，同条第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め，同条第7号を同条第8号とし，同条第6号を同条第7号とし，同条第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め，同号を同条第6号とし，同条第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め，同号を同条第5号とし，同条第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め，同号を同条第4号とし，同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 基準省令第37条の3において準用する基準省令第26条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第8条の3各号列記以外の部分中「第8号」を「第9号」に改め，同条第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め，同条第8号を同条第9号とし，同条第7号を同条第8号とし，同条第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め，同号を同条第7号とし，同条第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め，同号を同条第6号とし，同条第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め，同号を同条第5号とし，同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 基準省令第40条の8第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第10条各号列記以外の部分中「第7号」を「第8号」に改め，同条第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め，同条第7号を同条第8号とし，同条第6号を同条第7号とし，同条第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め，同号を同条第6号とし，同条第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め，同号を同条第5号とし，同条第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め，同号を同条第4号とし，同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 基準省令第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

附則に次の4条を加える。

(重要事項の揭示に係る経過措置)

第21条 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間，第5条の規定により適用する基準省令第3条の32第3項（基準省令第18条，第37条，第37条の3，第40条の16，第61条，第88条，第108条，第129条，第157条，第169条及び第182条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，同項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は，原則として，重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは，「削除」とする。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

第22条 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間，第5条の規定により適用する基準省令第73条第7号及び第177条第7号の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは，「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

第23条 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間，第5条の規定により適用する基準省令第86条の2（基準省令第108条，第129条，第157条，第169条及び第182条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，基準省令第86条の2中「しなければ」とあるのは，「するよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

第24条 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間，第5条の規定により適用する基準省令第152条第1項（基準省令第169条において準用する場合を含む。）の規定の

適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、
「定めておくよう努めなければ」とする。

（柏市指定地域密着型介護予防サービス事業人員等基準等条例の一部改正）

第 1 1 条 柏市指定地域密着型介護予防サービス事業人員等基準等条例（平成 2 4 年柏市条例第 5 5 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条各号列記以外の部分中「第 7 号」を「第 8 号」に改め、同条第 2 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第 7 号を同条第 8 号とし、同条第 6 号を同条第 7 号とし、同条第 5 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第 6 号とし、同条第 4 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号の次に次の 1 号を加える。

（3）基準省令第 4 2 条第 1 1 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

附則に次の 3 項を加える。

（重要事項の掲示に係る経過措置）

9 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの間、第 4 条の規定により適用する基準省令第 3 2 条第 3 項（基準省令第 6 4 条及び第 8 5 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

1 0 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの間、第 4 条の規定により適用する基準省令第 5 3 条第 3 項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過

措置)

- 1 1 令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの間、第 4 条の規定により適用する基準省令第 6 2 条の 2（基準省令第 8 5 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、基準省令第 6 2 条の 2 中「しなければ」とあるのは、「するように努めなければ」とする。

（柏市指定居宅介護支援等事業人員運営基準等条例の一部改正）

第 1 2 条 柏市指定居宅介護支援等事業人員運営基準等条例（平成 2 6 年柏市条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条各号列記以外の部分中「第 6 号」を「第 7 号」に改め、同条第 6 号を同条第 7 号とし、同条第 5 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第 6 号とし、同条第 4 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 基準省令第 1 3 条第 2 号の 3 の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第 7 条各号列記以外の部分中「第 6 号」を「第 7 号」に改め、同条第 6 号を同条第 7 号とし、同条第 5 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第 6 号とし、同条第 4 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 基準省令第 3 0 条において準用する基準省令第 1 3 条第 2 号の 3 の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

附則に次の 1 項を加える。

（重要事項の掲示に係る経過措置）

- 7 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの間、第 4 条の規定により適用する基準省令第 2 2 条第 3 項（基準省令第 3 0 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重

要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

(柏市指定介護予防支援等事業人員等基準等条例の一部改正)

第13条 柏市指定介護予防支援等事業人員等基準等条例（平成26年柏市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第6条各号列記以外の部分中「第6号」を「第7号」に改め、同条第2号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第6号を同条第7号とし、同条第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 基準省令第30条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第7条各号列記以外の部分中「第6号」を「第7号」に改め、同条第2号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第6号を同条第7号とし、同条第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 基準省令第32条において準用する基準省令第30条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
附則に次の1項を加える。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

6 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、第4条の規定により適用する基準省令第21条第3項（基準省令第32条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

(柏市介護医療院人員等基準条例の一部改正)

第 1 4 条 柏市介護医療院人員等基準条例（平成 3 0 年柏市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 3 条を加える。

（重要事項の掲示に係る経過措置）

第 1 5 条 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの間，第 3 条の規定により適用する基準省令第 3 5 条第 3 項（基準省令第 5 4 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，同項中「介護医療院は，原則として，重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは，「削除」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

第 1 6 条 令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの間，第 3 条の規定により適用する基準省令第 4 0 条の 3（基準省令第 5 4 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，基準省令第 4 0 条の 3 中「しなければ」とあるのは，「するよう努めなければ」とする。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

第 1 7 条 令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの間，第 3 条の規定により適用する基準省令第 3 4 条第 1 項（基準省令第 5 4 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，同項中「定めておかなければ」とあるのは，「定めておくよう努めなければ」とする。

附 則

この条例は，令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし，第 5 条及び第 7 条の規定は，同年 6 月 1 日から施行する。

議案第4号資料

指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する
基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例について

柏市養護老人ホーム設備運営基準条例（平成24年柏市条例第41号）新旧対照表（第1条関係）

改正前	改正後
附 則	附 則 <u>（協力医療機関との連携に関する経過措置）</u> <u>10 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間，第3条の規定により適用する基準省令第25条第1項の規定の適用については，同項中「定めておかなければ」とあるのは，「定めておくよう努めなければ」とする。</u>

柏市特別養護老人ホーム設備運営基準条例（平成24年柏市条例第42号）新旧対照表（第2条関係）

改正前	改正後
附 則	附 則 <u>（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）</u> <u>第21条 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間，第3条の規定により適用する基準省令第31条の3(基準省令第42条，第59条及び第63条において準用する場合を含む。)の規定の適用については，基準省令第31条の3中「しなければ」とあるのは，「するよう努めなければ」とする。</u> <u>（協力医療機関との連携に関する経過措置）</u> <u>第22条 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間，第3条の規定により適用する基準省令第27条第1項(基準省令第42条，第59条及び第63条において準用する場合を含む。)の規定の適用については，同項中「定めておかなければ」とあるのは，「定めておくよう努めなければ」とする。</u>

柏市軽費老人ホーム設備運営基準条例（平成24年柏市条例第43号）新旧対照表（第3条関係）

改正前	改正後
附 則	附 則 <u>（重要事項の掲示に係る経過措置）</u> <u>7 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間，第3条の規定により適用する基準省令第28条第3項(基準省令第39条において準用する場合を含む。)の規定の適用については，同項中「軽費老人ホームは，原則として，重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは，「削除」とする。</u>

柏市指定居宅サービス等事業人員設備運営基準等条例（平成24年柏市条例第50号）新旧対照表（第4条関係）

改正前	改正後
(指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準) 第4条 指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準については，次条から第18条まで，第20条，第22条，第22条の2，第22条の4，第23条，第25条，第26条，第28条，第30条，第32条及び第34条から第37条までに定めるもののほか，基準省令第3条から第217条まで(次に掲げる規定を除く。)に定めるところによる。 (1)から(14)まで 略 (15) 基準省令第139条の2第2項 (16) 基準省令第140条の13(基準省令第139条の2第2項の準用に係る部分に限る。) (17) 基準省令第140条の15(基準省令第130条第2項及び第139条の2第2項の準用に係る部分に限る。) (18) 基準省令第140条の32(基準省令第130条第2項及び第139条の2第2項の準用に係る部分に限る。) (19)から(26)まで 略 (記録の整備) 第6条 指定訪問介護事業者は，利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し，その完結の日から2年間(第2号及び第6号に掲げる記録にあつては，5年間)保存しなければならない。 (1) 略 (2) 基準省令第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 基準省令第26条に規定する市町村への通知に係る記録 (4) 基準省令第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (5) 基準省令第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (6) 略 (共生型訪問介護に係る記録の整備) 第6条の2 共生型訪問介護事業者(共生型訪問介護の事業を行う指定居宅介護事業者及び重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者をいう。)は，利用者に対する共生型	(指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準) 第4条 指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準については，次条から第18条まで，第20条，第22条，第22条の2，第22条の4，第23条，第25条，第26条，第28条，第30条，第32条及び第34条から第37条までに定めるもののほか，基準省令第3条から第217条まで(次に掲げる規定を除く。)に定めるところによる。 (1)から(14)まで 略 (15) 基準省令第139条の3第2項 (16) 基準省令第140条の13(基準省令第139条の3第2項の準用に係る部分に限る。) (17) 基準省令第140条の15(基準省令第130条第2項及び第139条の3第2項の準用に係る部分に限る。) (18) 基準省令第140条の32(基準省令第130条第2項及び第139条の3第2項の準用に係る部分に限る。) (19)から(26)まで 略 (記録の整備) 第6条 指定訪問介護事業者は，利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し，その完結の日から2年間(第2号及び第7号に掲げる記録にあつては，5年間)保存しなければならない。 (1) 略 (2) 基準省令第19条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 基準省令第23条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 基準省令第26条の規定による市町村への通知に係る記録 (5) 基準省令第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録 (6) 基準省令第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (7) 略 (共生型訪問介護に係る記録の整備) 第6条の2 共生型訪問介護事業者(共生型訪問介護の事業を行う指定居宅介護事業者及び重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者をいう。)は，利用者に対する共生型

訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号及び第6号に掲げる記録にあつては、5年間)保存しなければならない。

- (1) 略
- (2) 基準省令第39条の3において準用する基準省令第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 基準省令第39条の3において準用する基準省令第26条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 基準省令第39条の3において準用する基準省令第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 基準省令第39条の3において準用する基準省令第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 略

(基準該当訪問介護に係る記録の整備)

第7条 基準該当訪問介護事業者は、利用者に対する基準該当訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号及び第6号に掲げる記録にあつては、5年間)保存しなければならない。

- (1) 略
- (2) 基準省令第43条において準用する基準省令第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 基準省令第43条において準用する基準省令第26条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 基準省令第43条において準用する基準省令第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 基準省令第43条において準用する基準省令第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 略

(記録の整備)

第8条 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関する次に掲

訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号及び第7号に掲げる記録にあつては、5年間)保存しなければならない。

- (1) 略
- (2) 基準省令第39条の3において準用する基準省令第19条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 基準省令第39条の3において準用する基準省令第23条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 基準省令第39条の3において準用する基準省令第26条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 基準省令第39条の3において準用する基準省令第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 基準省令第39条の3において準用する基準省令第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 略

(基準該当訪問介護に係る記録の整備)

第7条 基準該当訪問介護事業者は、利用者に対する基準該当訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号及び第7号に掲げる記録にあつては、5年間)保存しなければならない。

- (1) 略
- (2) 基準省令第43条において準用する基準省令第19条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 基準省令第43条において準用する基準省令第23条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 基準省令第43条において準用する基準省令第26条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 基準省令第43条において準用する基準省令第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 基準省令第43条において準用する基準省令第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 略

(記録の整備)

第8条 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関する次に掲

げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第1号及び第5号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。

(1) 基準省令第54条において準用する基準省令第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 基準省令第54条において準用する基準省令第26条に規定する市町村への通知に係る記録

(3) 基準省令第54条において準用する基準省令第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(4) 基準省令第54条において準用する基準省令第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(5) 略

(基準該当訪問入浴介護に係る記録の整備)

第9条 基準該当訪問入浴介護の事業を行う者は、利用者に対する基準該当訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第1号及び第5号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。

(1) 基準省令第58条において準用する基準省令第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 基準省令第58条において準用する基準省令第26条に規定する市町村への通知に係る記録

(3) 基準省令第58条において準用する基準省令第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(4) 基準省令第58条において準用する基準省令第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(5) 略

(記録の整備)

第13条 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号及び第6号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。

(1) 略

げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第1号及び第6号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。

(1) 基準省令第54条において準用する基準省令第19条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 基準省令第50条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(3) 基準省令第54条において準用する基準省令第26条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 基準省令第54条において準用する基準省令第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 基準省令第54条において準用する基準省令第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 略

(基準該当訪問入浴介護に係る記録の整備)

第9条 基準該当訪問入浴介護の事業を行う者は、利用者に対する基準該当訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第1号及び第6号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。

(1) 基準省令第58条において準用する基準省令第19条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 基準省令第58条において準用する基準省令第50条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(3) 基準省令第58条において準用する基準省令第26条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 基準省令第58条において準用する基準省令第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 基準省令第58条において準用する基準省令第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 略

(記録の整備)

第13条 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号及び第7号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。

(1) 略

(2) 基準省令第105条において準用する基準省令第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 基準省令第105条において準用する基準省令第26条に規定する市町村への通知に係る記録 (4) 基準省令第105条において準用する基準省令第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (5) 基準省令第104条の3第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (6) 略 (共生型通所介護に係る記録の整備) 第14条 共生型通所介護事業者は、利用者に対する共生型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号及び第6号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。 (1) 略 (2) 基準省令第105条の3において準用する基準省令第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 基準省令第105条の3において準用する基準省令第26条に規定する市町村への通知に係る記録 (4) 基準省令第105条の3において準用する基準省令第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (5) 基準省令第105条の3において準用する基準省令第104条の3第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (6) 略 (基準該当通所介護に係る記録の整備) 第15条 基準該当通所介護事業者は、利用者に対する基準該当通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号及び第6号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。 (1) 略 (2) 基準省令第109条において準用する基準	(2) 基準省令第105条において準用する基準省令第19条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 基準省令第98条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 基準省令第105条において準用する基準省令第26条の規定による市町村への通知に係る記録 (5) 基準省令第105条において準用する基準省令第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録 (6) 基準省令第104条の3第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (7) 略 (共生型通所介護に係る記録の整備) 第14条 共生型通所介護事業者は、利用者に対する共生型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号及び第7号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。 (1) 略 (2) 基準省令第105条の3において準用する基準省令第19条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 基準省令第105条の3において準用する基準省令第98条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 基準省令第105条の3において準用する基準省令第26条の規定による市町村への通知に係る記録 (5) 基準省令第105条の3において準用する基準省令第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録 (6) 基準省令第105条の3において準用する基準省令第104条の3第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (7) 略 (基準該当通所介護に係る記録の整備) 第15条 基準該当通所介護事業者は、利用者に対する基準該当通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号及び第7号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。 (1) 略 (2) 基準省令第109条において準用する基準
--	---

省令第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 基準省令第109条において準用する基準省令第26条に規定する市町村への通知に係る記録 (4) 基準省令第109条において準用する基準省令第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (5) 基準省令第109条において準用する基準省令第104条の3第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (6) 略 (記録の整備) 第35条 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号及び第7号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。 (1) 略 (2) 基準省令第205条において準用する基準省令第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 基準省令第203条第4項に規定する結果等の記録 (4) 基準省令第205条において準用する基準省令第26条に規定する市町村への通知に係る記録 (5) 基準省令第205条において準用する基準省令第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (6) 基準省令第205条において準用する基準省令第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (7) 略 (基準該当福祉用具貸与に係る記録の整備) 第36条 基準該当福祉用具貸与の事業を行う者は、利用者に対する基準該当福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号及び第7号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。	省令第19条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 基準省令第109条において準用する基準省令第98条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 基準省令第109条において準用する基準省令第26条の規定による市町村への通知に係る記録 (5) 基準省令第109条において準用する基準省令第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録 (6) 基準省令第109条において準用する基準省令第104条の3第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (7) 略 (記録の整備) 第35条 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号及び第8号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。 (1) 略 (2) 基準省令第205条において準用する基準省令第19条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 基準省令第199条第7号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 基準省令第203条第4項の規定による結果等の記録 (5) 基準省令第205条において準用する基準省令第26条の規定による市町村への通知に係る記録 (6) 基準省令第205条において準用する基準省令第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録 (7) 基準省令第205条において準用する基準省令第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (8) 略 (基準該当福祉用具貸与に係る記録の整備) 第36条 基準該当福祉用具貸与の事業を行う者は、利用者に対する基準該当福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号及び第8号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。
--	---

- (1) 略
- (2) 基準省令第206条において準用する基準省令第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 基準省令第206条において準用する基準省令第203条第4項に規定する結果等の記録

(4) 基準省令第206条において準用する基準省令第26条に規定する市町村への通知に係る記録

(5) 基準省令第206条において準用する基準省令第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 基準省令第206条において準用する基準省令第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 略
(記録の整備)

第37条 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号及び第6号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。

- (1) 略
- (2) 基準省令第211条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 基準省令第216条において準用する基準省令第26条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 基準省令第216条において準用する基準省令第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 基準省令第216条において準用する基準省令第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 略

附 則

(虐待の防止に係る経過措置)

第15条 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

- (1) 略
- (2) 基準省令第206条において準用する基準省令第19条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 基準省令第206条において準用する基準省令第199条第7号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 基準省令第206条において準用する基準省令第203条第4項の規定による結果等の記録

(5) 基準省令第206条において準用する基準省令第26条の規定による市町村への通知に係る記録

(6) 基準省令第206条において準用する基準省令第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 基準省令第206条において準用する基準省令第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) 略
(記録の整備)

第37条 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号及び第7号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。

- (1) 略
- (2) 基準省令第211条の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 基準省令第214条第7号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 基準省令第216条において準用する基準省令第26条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 基準省令第216条において準用する基準省令第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 基準省令第216条において準用する基準省令第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 略

附 則

(虐待の防止に係る経過措置)

第15条 令和3年4月1日から令和9年3月31日まで

での間、第4条の規定により適用する基準省令第3条第3項及び第37条の2(基準省令第39条の3、第43条、第54条、第58条、第74条、第83条、第91条、第105条、第105条の3、第109条、第119条、第140条(基準省令第140条の13において準用する場合を含む。)、第140条の15、第140条の32、第155条(基準省令第155条の12において準用する場合を含む。)、第192条、第192条の12、第205条、第206条及び第216条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とし、基準省令第29条(基準省令第39条の3及び第43条において準用する場合を含む。)、第53条(基準省令第58条において準用する場合を含む。)、第73条、第82条、第90条、第100条(基準省令第105条の3及び第109条において準用する場合を含む。)、第117条、第137条(基準省令第140条の15及び第140条の32において準用する場合を含む。)、第140条の11、第153条、第155条の10、第189条、第192条の9及び第200条(基準省令第206条及び第216条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

第16条 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第4条の規定により適用する基準省令第30条の2(基準省令第39条の3、第43条、第54条、第58条、第74条、第83条、第91条、第105条、第105条の3、第109条、第119条、第140条(基準省令第140条の13において準用する場合を含む。)、第140条の15、第140条の32、第155条(基準省令第155条の12において準用する場合を含む。)、第192条、第192条の12、第205条、第206条及び第216条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、基準省令第30条の2中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

での間、第4条の規定により適用する基準省令第3条第3項(基準省令第85条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。))及び第37条の2(基準省令第91条において準用する場合に限る。))の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とし、基準省令第90条の規定の適用については、同条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

第16条 令和3年4月1日から令和9年3月31日までの間、第4条の規定により適用する基準省令第30条の2(基準省令第91条において準用する場合に限る。))の規定の適用については、基準省令第30条の2中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(重要事項の揭示に係る経過措置)

第21条 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、第4条の規定により適用する基準省令第32条第3項(基準省令第39条の3、第43条、第54条、第58条、第74条、第83条、第91条、第105条、第105条の3、第109条、第119条、第140条(基準省令第140条の13において準用する場合を含む。)、第140条の15、第140条の32、

	<u>第155条(基準省令第155条の12において準用する場合を含む。), 第192条及び第192条の12において準用する場合を含む。)の規定の適用については, 同項中「指定訪問介護事業者は, 原則として, 重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と, 基準省令第204条第3項(基準省令第206条及び第216条において準用する場合を含む。)の規定の適用については, 同項中「指定福祉用具貸与事業者は, 原則として, 重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。</u> <u>(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)</u> <u>第22条 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間, 第4条の規定により適用する基準省令第128条第6項(基準省令第140条の15及び第140条の32において準用する場合を含む。), 第140条の7第8項, 第146条第6項及び第155条の6第8項の規定の適用については, これらの規定中「講じなければ」とあるのは, 「講じるよう努めなければ」とする。</u> <u>(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)</u> <u>第23条 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間, 第4条の規定により適用する基準省令第139条の2(基準省令第140条の13, 第140条の15, 第140条の32, 第155条(基準省令第155条の12において準用する場合を含む。))及び第192条において準用する場合を含む。)の規定の適用については, 基準省令第139条の2中「しななければ」とあるのは, 「するよう努めなければ」とする。</u> <u>(口腔衛生の管理に係る経過措置)</u> <u>第24条 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間, 第4条の規定により適用する基準省令第185条の2の規定の適用については, 同条中「行わなければ」とあるのは, 「行うよう努めなければ」とする。</u>
--	--

柏市指定居宅サービス等事業人員設備運営基準等条例新旧対照表（第5条関係）

改正前	改正後
(記録の整備) 第10条 指定訪問看護事業者は, 利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し, その完結の日から2年間(第4号及び第8号に掲げる記録にあっては, 5年間)保存しなければならない。 (1)から(3)まで 略 (4) 基準省令第74条において準用する基準省令第19条第2項に規定する提供した具体的	(記録の整備) 第10条 指定訪問看護事業者は, 利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し, その完結の日から2年間(第4号及び第9号に掲げる記録にあっては, 5年間)保存しなければならない。 (1)から(3)まで 略 (4) 基準省令第74条において準用する基準省令第19条第2項の規定による提供した具体

なサービスの内容等の記録

(5) 基準省令第74条において準用する基準省令第26条に規定する市町村への通知に係る記録

(6) 基準省令第74条において準用する基準省令第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 基準省令第74条において準用する基準省令第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) 略

(記録の整備)

第11条 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号及び第6号に掲げる記録にあつては、5年間)保存しなければならない。

(1) 略

(2) 基準省令第83条において準用する基準省令第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 基準省令第83条において準用する基準省令第26条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 基準省令第83条において準用する基準省令第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 基準省令第83条において準用する基準省令第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 略

(記録の整備)

第12条 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第1号及び第5号に掲げる記録にあつては、5年間)保存しなければならない。

(1) 基準省令第91条において準用する基準省令第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

的なサービスの内容等の記録

(5) 基準省令第68条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(6) 基準省令第74条において準用する基準省令第26条の規定による市町村への通知に係る記録

(7) 基準省令第74条において準用する基準省令第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(8) 基準省令第74条において準用する基準省令第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(9) 略

(記録の整備)

第11条 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号及び第7号に掲げる記録にあつては、5年間)保存しなければならない。

(1) 略

(2) 基準省令第83条において準用する基準省令第19条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 基準省令第80条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 基準省令第83条において準用する基準省令第26条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 基準省令第83条において準用する基準省令第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 基準省令第83条において準用する基準省令第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 略

(記録の整備)

第12条 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第1号及び第6号に掲げる記録にあつては、5年間)保存しなければならない。

(1) 基準省令第91条において準用する基準省令第19条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 基準省令第89条第1項第5号、第2項第4号

(2) 基準省令第91条において準用する基準省令第26条に規定する市町村への通知に係る記録 (3) 基準省令第91条において準用する基準省令第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (4) 基準省令第91条において準用する基準省令第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (5) 略 (記録の整備) 第16条 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号及び第6号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。 (1) 略 (2) 基準省令第119条において準用する基準省令第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 基準省令第119条において準用する基準省令第26条に規定する市町村への通知に係る記録 (4) 基準省令第119条において準用する基準省令第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (5) 基準省令第119条において準用する基準省令第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (6) 略	及び第3項第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間, その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (3) 基準省令第91条において準用する基準省令第26条の規定による市町村への通知に係る記録 (4) 基準省令第91条において準用する基準省令第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録 (5) 基準省令第91条において準用する基準省令第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (6) 略 (記録の整備) 第16条 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号及び第7号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。 (1) 略 (2) 基準省令第119条において準用する基準省令第19条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 基準省令第114条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間, その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 基準省令第119条において準用する基準省令第26条の規定による市町村への通知に係る記録 (5) 基準省令第119条において準用する基準省令第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録 (6) 基準省令第119条において準用する基準省令第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (7) 略
---	--

柏市指定介護予防サービス等事業人員等基準等条例（平成24年柏市条例第51号）新旧対照表（第6条関係）

改正前	改正後
(記録の整備) 第8条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第1号及び第5号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。 (1) 基準省令第49条の13第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録	(記録の整備) 第8条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第1号及び第6号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。 (1) 基準省令第49条の13第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 基準省令第50条の3に規定する市町村への通知に係る記録

(3) 基準省令第53条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録

(4) 基準省令第53条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(5) 略

(基準該当介護予防訪問入浴介護に係る記録の整備)

第9条 基準該当介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する基準該当介護予防訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第1号及び第5号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。

(1) 基準省令第61条において準用する基準省令第49条の13第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 基準省令第61条において準用する基準省令第50条の3に規定する市町村への通知に係る記録

(3) 基準省令第61条において準用する基準省令第53条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録

(4) 基準省令第61条において準用する基準省令第53条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(5) 略

(記録の整備)

第34条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第1号及び第7号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。

(1) 基準省令第276条において準用する基準省令第49条の13第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 基準省令第57条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(3) 基準省令第50条の3の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 基準省令第53条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 基準省令第53条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 略

(基準該当介護予防訪問入浴介護に係る記録の整備)

第9条 基準該当介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する基準該当介護予防訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第1号及び第6号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。

(1) 基準省令第61条において準用する基準省令第49条の13第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 基準省令第61条において準用する基準省令第57条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(3) 基準省令第61条において準用する基準省令第50条の3の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 基準省令第61条において準用する基準省令第53条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 基準省令第61条において準用する基準省令第53条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 略

(記録の整備)

第34条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第1号及び第8号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。

(1) 基準省令第276条において準用する基準省令第49条の13第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 基準省令第278条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(2) <u>基準省令第273条第4項に規定する結果等の記録</u> (3) <u>基準省令第276条において準用する基準省令第50条の3に規定する市町村への通知に係る記録</u> (4) <u>基準省令第276条において準用する基準省令第53条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録</u> (5) <u>基準省令第276条において準用する基準省令第53条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u> (6) 略 (7) 略 (基準該当介護予防福祉用具貸与に係る記録の整備)	<u>記録</u> (3) <u>基準省令第273条第4項の規定による結果等の記録</u> (4) <u>基準省令第276条において準用する基準省令第50条の3の規定による市町村への通知に係る記録</u> (5) <u>基準省令第276条において準用する基準省令第53条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録</u> (6) <u>基準省令第276条において準用する基準省令第53条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u> (7) 略 (8) 略 (基準該当介護予防福祉用具貸与に係る記録の整備)
第35条 基準該当介護予防福祉用具貸与の事業を行う者は、利用者に対する基準該当介護予防福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第1号及び第7号に掲げる記録にあつては、5年間)保存しなければならない。 (1) <u>基準省令第280条において準用する基準省令第49条の13第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</u> (2) <u>基準省令第280条において準用する基準省令第273条第4項に規定する結果等の記録</u> (3) <u>基準省令第280条において準用する基準省令第50条の3に規定する市町村への通知に係る記録</u> (4) <u>基準省令第280条において準用する基準省令第53条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録</u> (5) <u>基準省令第280条において準用する基準省令第53条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u> (6) 略 (7) 略 (記録の整備)	第35条 基準該当介護予防福祉用具貸与の事業を行う者は、利用者に対する基準該当介護予防福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第1号及び第8号に掲げる記録にあつては、5年間)保存しなければならない。 (1) <u>基準省令第280条において準用する基準省令第49条の13第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</u> (2) <u>基準省令第280条において準用する基準省令第278条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u> (3) <u>基準省令第280条において準用する基準省令第273条第4項の規定による結果等の記録</u> (4) <u>基準省令第280条において準用する基準省令第50条の3の規定による市町村への通知に係る記録</u> (5) <u>基準省令第280条において準用する基準省令第53条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録</u> (6) <u>基準省令第280条において準用する基準省令第53条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u> (7) 略 (8) 略 (記録の整備)
第36条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第1号及び第6号に掲	第36条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第1号及び第7号に掲

げる記録にあつては、5年間)保存しなければならない。

(1) 基準省令第285条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 基準省令第289条において準用する基準省令第50条の3に規定する市町村への通知に係る記録

(3) 基準省令第289条において準用する基準省令第53条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録

(4) 基準省令第289条において準用する基準省令第53条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(5) 略

(6) 略

附 則

(虐待の防止に係る経過措置)

第13条 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第4条の規定により適用する基準省令第3条第3項及び第53条の10の2(基準省令第61条、第74条、第84条、第93条、第123条、第142条(基準省令第159条において準用する場合を含む。)、第166条、第185条、第195条(基準省令第210条において準用する場合を含む。)、第245条、第262条、第276条、第280条及び第289条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とし、基準省令第53条(基準省令第61条において準用する場合を含む。)、第72条、第82条、第91条、第120条、第138条(基準省令第166条及び第185条において準用する場合を含む。)、第156条、第192条、第207条、第240条、第259条及び第270条(基準省令第280条及び第289条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

第14条 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第4条の規定により適用する基準省令第53条の2の2(基準省令第61条、第74条、第84

げる記録にあつては、5年間)保存しなければならない。

(1) 基準省令第285条の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 基準省令第291条第8号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(3) 基準省令第289条において準用する基準省令第50条の3の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 基準省令第289条において準用する基準省令第53条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 基準省令第289条において準用する基準省令第53条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 略

(7) 略

附 則

(虐待の防止に係る経過措置)

第13条 令和3年4月1日から令和9年3月31日までの間、第4条の規定により適用する基準省令第3条第3項(基準省令第88条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。))及び第53条の10の2(基準省令第93条において準用する場合に限る。))の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とし、基準省令第91条の規定の適用については、同条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

第14条 令和3年4月1日から令和9年3月31日までの間、第4条の規定により適用する基準省令第53条の2の2(基準省令第93条において準用

条, 第93条, 第123条, 第142条(基準省令第159条において準用する場合を含む。), 第166条, 第185条, 第195条(基準省令第210条において準用する場合を含む。), 第245条, 第262条, 第276条, 第280条及び第289条において準用する場合を含む。)の規定の適用については, 基準省令第53条の2の2中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と, 「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と, 「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

する場合に限る。)の規定の適用については, 基準省令第53条の2の2中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と, 「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と, 「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(重要事項の揭示に係る経過措置)

第19条 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間, 第4条の規定により適用する基準省令第53条の4第3項(基準省令第61条, 第74条, 第84条, 第93条, 第123条, 第142条(基準省令第159条において準用する場合を含む。), 第166条, 第185条, 第195条(基準省令第210条において準用する場合を含む。), 第245条及び第262条において準用する場合を含む。))の規定の適用については, 同項中「指定介護予防訪問入浴介護事業者は, 原則として, 重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と, 基準省令第274条第3項(基準省令第280条及び第289条において準用する場合を含む。)の規定の適用については, 同項中「指定介護予防福祉用具貸与事業者は, 原則として, 重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

第20条 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間, 第4条の規定により適用する基準省令第136条第3項(基準省令第159条, 第166条及び第185条において準用する場合を含む。)及び第191条第3項(基準省令第210条において準用する場合を含む。)の規定の適用については, これらの規定中「講じなければ」とあるのは, 「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

第21条 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間, 第4条の規定により適用する基準省令第140条の2(基準省令第159条, 第166条, 第185条, 第195条(基準省令第210条において準用する場合を含む。))及び第245条において準用する場合を含む。)の規定の適用については, 基準省令第140条の2中「しなければ」とあるのは, 「するよう努めなければ」とする。

(^く口腔衛生の管理に係る経過措置)

第22条 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間, 第4条の規定により適用する基準省令

	第238条の2の規定の適用については、同条中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。
--	--

柏市指定介護予防サービス等事業人員等基準等条例新旧対照表（第7条関係）

改正前	改正後
(記録の整備) 第10条 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第4号及び第8号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。 (1)から(3)まで 略 (4) 基準省令第74条において準用する基準省令第49条の13第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (5) 基準省令第74条において準用する基準省令第50条の3に規定する市町村への通知に係る記録 (6) 基準省令第74条において準用する基準省令第53条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録 (7) 基準省令第74条において準用する基準省令第53条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (8) 略 (記録の整備) 第11条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号及び第6号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。 (1) 略 (2) 基準省令第84条において準用する基準省令第49条の13第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 基準省令第84条において準用する基準省令第50条の3に規定する市町村への通知に係る記録 (4) 基準省令第84条において準用する基準省令第53条の8第2項に規定する苦情の内容等	(記録の整備) 第10条 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第4号及び第9号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。 (1)から(3)まで 略 (4) 基準省令第74条において準用する基準省令第49条の13第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (5) 基準省令第76条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (6) 基準省令第74条において準用する基準省令第50条の3の規定による市町村への通知に係る記録 (7) 基準省令第74条において準用する基準省令第53条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録 (8) 基準省令第74条において準用する基準省令第53条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (9) 略 (記録の整備) 第11条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号及び第7号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。 (1) 略 (2) 基準省令第84条において準用する基準省令第49条の13第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 基準省令第86条第11号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 基準省令第84条において準用する基準省令第50条の3の規定による市町村への通知に係る記録 (5) 基準省令第84条において準用する基準省令第53条の8第2項の規定による苦情の内容等

の記録

(5) 基準省令第84条において準用する基準省令第53条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 略

(記録の整備)

第12条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第1号及び第5号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。

(1) 基準省令第93条において準用する基準省令第49条の13第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 基準省令第93条において準用する基準省令第50条の3に規定する市町村への通知に係る記録

(3) 基準省令第93条において準用する基準省令第53条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録

(4) 基準省令第93条において準用する基準省令第53条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(5) 略

(記録の整備)

第15条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号及び第6号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。

(1) 略

(2) 基準省令第123条において準用する基準省令第49条の13第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 基準省令第123条において準用する基準省令第50条の3に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 基準省令第123条において準用する基準

等の記録

(6) 基準省令第84条において準用する基準省令第53条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 略

(記録の整備)

第12条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第1号及び第6号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。

(1) 基準省令第93条において準用する基準省令第49条の13第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 基準省令第95条第1項第4号、第2項第4号及び第3項第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(3) 基準省令第93条において準用する基準省令第50条の3の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 基準省令第93条において準用する基準省令第53条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 基準省令第93条において準用する基準省令第53条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 略

(記録の整備)

第15条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号及び第7号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。

(1) 略

(2) 基準省令第123条において準用する基準省令第49条の13第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 基準省令第125条第11号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 基準省令第123条において準用する基準省令第50条の3の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 基準省令第123条において準用する基準

省令第53条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録 (5) 基準省令第123条において準用する基準省令第53条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (6) 略	省令第53条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録 (6) 基準省令第123条において準用する基準省令第53条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (7) 略
--	--

柏市指定介護老人福祉施設人員設備運営基準等条例（平成24年柏市条例第52号）新旧対照表（第8条関係）

改正前	改正後
附 則	附 則 <u>（重要事項の揭示に係る経過措置）</u> <u>第24条 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、第4条の規定により適用する基準省令第29条第3項(基準省令第49条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定介護老人福祉施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。</u> <u>（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）</u> <u>第25条 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間、第4条の規定により適用する基準省令第35条の3(基準省令第49条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、基準省令第35条の3中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。</u> <u>（協力医療機関との連携に関する経過措置）</u> <u>第26条 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間、第4条の規定により適用する基準省令第28条第1項(基準省令第49条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。</u>

柏市介護老人保健施設人員等基準条例（平成24年柏市条例第53号）新旧対照表（第9条関係）

改正前	改正後
附 則	附 則 <u>（重要事項の揭示に係る経過措置）</u> <u>第20条 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、第3条の規定により適用する基準省令第31条第3項(基準省令第50条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「介護老人保健施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。</u> <u>（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）</u>

	<u>第21条 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間、第3条の規定により適用する基準省令第36条の3(基準省令第50条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、基準省令第36条の3中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。</u> <u>(協力医療機関との連携に関する経過措置)</u> <u>第22条 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間、第3条の規定により適用する基準省令第30条第1項(基準省令第50条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。</u>
--	--

柏市指定地域密着型サービス事業人員設備運営基準等条例（平成24年柏市条例第54号）新旧対照表（第10条関係）

改正前	改正後
(記録の整備) 第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号及び第8号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。 (1) 略 (2) 基準省令第3条の18第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 略 (4) 基準省令第3条の24第11項に規定する訪問看護報告書(基準省令第3条の41第2項の規定の適用がある場合を除く。) (5) 基準省令第3条の26に規定する市町村への通知に係る記録 (6) 基準省令第3条の36第2項に規定する苦情の内容等の記録 (7) 基準省令第3条の38第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (8) 略 (記録の整備) 第8条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号及び第6号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。 (1) 略	(記録の整備) 第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号及び第9号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。 (1) 略 (2) 基準省令第3条の18第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 略 (4) 基準省令第3条の24第10項に規定する訪問看護報告書(基準省令第3条の41第2項の規定の適用がある場合を除く。) (5) 基準省令第3条の22第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (6) 基準省令第3条の26の規定による市町村への通知に係る記録 (7) 基準省令第3条の36第2項の規定による苦情の内容等の記録 (8) 基準省令第3条の38第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (9) 略 (記録の整備) 第8条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号及び第7号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。 (1) 略

(2) 基準省令第18条において準用する基準省令第3条の18第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 基準省令第18条において準用する基準省令第3条の26に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 基準省令第18条において準用する基準省令第3条の36第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 基準省令第18条において準用する基準省令第3条の38第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 略

(記録の整備)

第8条の2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号及び第7号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。

(1) 略

(2) 基準省令第37条において準用する基準省令第3条の18第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 基準省令第37条において準用する基準省令第3条の26に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 基準省令第37条において準用する基準省令第3条の36第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 基準省令第35条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 略

(7) 略

(共生型地域密着型通所介護に係る記録の整備)

第8条の2の2 共生型地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する共生型地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号及び第7号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない

(2) 基準省令第18条において準用する基準省令第3条の18第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 基準省令第10条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 基準省令第18条において準用する基準省令第3条の26の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 基準省令第18条において準用する基準省令第3条の36第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 基準省令第18条において準用する基準省令第3条の38第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 略

(記録の整備)

第8条の2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号及び第8号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。

(1) 略

(2) 基準省令第37条において準用する基準省令第3条の18第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 基準省令第26条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 基準省令第37条において準用する基準省令第3条の26の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 基準省令第37条において準用する基準省令第3条の36第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 基準省令第35条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 略

(8) 略

(共生型地域密着型通所介護に係る記録の整備)

第8条の2の2 共生型地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する共生型地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号及び第8号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない

ない。

(1) 略

(2) 基準省令第37条の3において準用する基準省令第3条の18第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 基準省令第37条の3において準用する基準省令第3条の26に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 基準省令第37条の3において準用する基準省令第3条の36第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 基準省令第37条の3において準用する基準省令第35条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 略

(7) 略

(指定療養通所介護に係る記録の整備)

第8条の3 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第3号及び第8号に掲げる記録にあつては、5年間)保存しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 基準省令第40条の16において準用する基準省令第3条の18第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 基準省令第40条の16において準用する基準省令第3条の26に規定する市町村への通知に係る記録

(5) 基準省令第40条の16において準用する基準省令第3条の36第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 基準省令第40条の16において準用する基準省令第35条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 略

(8) 略

(記録の整備)

第10条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提

ない。

(1) 略

(2) 基準省令第37条の3において準用する基準省令第3条の18第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 基準省令第37条の3において準用する基準省令第26条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 基準省令第37条の3において準用する基準省令第3条の26の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 基準省令第37条の3において準用する基準省令第3条の36第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 基準省令第37条の3において準用する基準省令第35条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 略

(8) 略

(指定療養通所介護に係る記録の整備)

第8条の3 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第3号及び第9号に掲げる記録にあつては、5年間)保存しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 基準省令第40条の16において準用する基準省令第3条の18第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 基準省令第40条の8第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 基準省令第40条の16において準用する基準省令第3条の26の規定による市町村への通知に係る記録

(6) 基準省令第40条の16において準用する基準省令第3条の36第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 基準省令第40条の16において準用する基準省令第35条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) 略

(9) 略

(記録の整備)

第10条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提

供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号及び第7号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。

- (1) 略
- (2) 基準省令第61条において準用する基準省令第3条の18第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 基準省令第61条において準用する基準省令第3条の26に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 基準省令第61条において準用する基準省令第3条の36第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 基準省令第61条において準用する基準省令第35条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (6) 略
- (7) 略

附 則

供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号及び第8号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。

- (1) 略
- (2) 基準省令第61条において準用する基準省令第3条の18第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 基準省令第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 基準省令第61条において準用する基準省令第3条の26の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 基準省令第61条において準用する基準省令第3条の36第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 基準省令第61条において準用する基準省令第35条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 略
- (8) 略

附 則

(重要事項の揭示に係る経過措置)

第21条 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、第5条の規定により適用する基準省令第3条の32第3項(基準省令第18条、第37条、第37条の3、第40条の16、第61条、第88条、第108条、第129条、第157条、第169条及び第182条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

第22条 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、第5条の規定により適用する基準省令第73条第7号及び第177条第7号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

第23条 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間、第5条の規定により適用する基準省令第86条の2(基準省令第108条、第129条、第157条、第169条及び第182条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、基準省令第86条の2中「しなれば」とあるのは、「す

	るよう努めなければ」とする。 (協力医療機関との連携に関する経過措置) <u>第24条 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間、第5条の規定により適用する基準省令第152条第1項(基準省令第169条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。</u>
--	--

柏市指定地域密着型介護予防サービス事業人員等基準等条例（平成24年柏市条例第55号）新旧対照表（第11条関係）

改正前	改正後
(指定介護予防認知症対応型通所介護に係る記録の整備) 第7条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号及び第7号に掲げる記録にあつては、5年間)保存しなければならない。 (1) 略 (2) 基準省令第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 基準省令第24条に規定する市町村への通知に係る記録 (4) 基準省令第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (5) 基準省令第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (6) 略 (7) 略 附 則	(指定介護予防認知症対応型通所介護に係る記録の整備) 第7条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号及び第8号に掲げる記録にあつては、5年間)保存しなければならない。 (1) 略 (2) 基準省令第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 基準省令第42条第11号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 基準省令第24条の規定による市町村への通知に係る記録 (5) 基準省令第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録 (6) 基準省令第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (7) 略 (8) 略 附 則 (重要事項の掲示に係る経過措置) <u>9 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、第4条の規定により適用する基準省令第32条第3項(基準省令第64条及び第85条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。</u> (身体的拘束等の適正化に係る経過措置) <u>10 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、第4条の規定により適用する基準省令第53</u>

	<u>条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。</u> <u>(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)</u> <u>11 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間、第4条の規定により適用する基準省令第62条の2(基準省令第85条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、基準省令第62条の2中「しなれば」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。</u>
--	---

柏市指定居宅介護支援等事業人員運営基準等条例（平成26年柏市条例第44号）新旧対照表（第12条関係）

改正前	改正後
(記録の整備) 第6条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号及び第6号に掲げる記録にあつては、5年間)保存しなければならない。 (1)及び(2) 略 (3) 基準省令第16条に規定する市町村への通知に係る記録 (4) 基準省令第26条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (5) 基準省令第27条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (6) 略 (基準該当居宅介護支援に係る記録の整備) 第7条 基準該当居宅介護支援の事業を行う者は、利用者に対する基準該当居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号及び第6号に掲げる記録にあつては、5年間)保存しなければならない。 (1)及び(2) 略 (3) 基準省令第30条において準用する基準省令第16条に規定する市町村への通知に係る記録 (4) 基準省令第30条において準用する基準省令第26条第2項に規定する苦情の内容等の	(記録の整備) 第6条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号及び第7号に掲げる記録にあつては、5年間)保存しなければならない。 (1)及び(2) 略 (3) 基準省令第13条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 基準省令第16条の規定による市町村への通知に係る記録 (5) 基準省令第26条第2項の規定による苦情の内容等の記録 (6) 基準省令第27条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (7) 略 (基準該当居宅介護支援に係る記録の整備) 第7条 基準該当居宅介護支援の事業を行う者は、利用者に対する基準該当居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号及び第7号に掲げる記録にあつては、5年間)保存しなければならない。 (1)及び(2) 略 (3) 基準省令第30条において準用する基準省令第13条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 基準省令第30条において準用する基準省令第16条の規定による市町村への通知に係る記録 (5) 基準省令第30条において準用する基準省令第26条第2項の規定による苦情の内容等の

記録 (5) 基準省令第30条において準用する基準省令第27条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (6) 略 附 則	の記録 (6) 基準省令第30条において準用する基準省令第27条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (7) 略 附 則 (重要事項の揭示に係る経過措置) 7 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、第4条の規定により適用する基準省令第22条第3項(基準省令第30条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。
--	--

柏市指定介護予防支援等事業人員等基準等条例（平成26年柏市条例第45号）新旧対照表（第13条関係）

改正前	改正後
(記録の整備) 第6条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号及び第6号に掲げる記録にあつては、5年間)保存しなければならない。 (1) 略 (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳 アからウまで 略 エ 基準省令第30条第15号に規定する評価の結果の記録 オ 略 (3) 基準省令第15条に規定する市町村への通知に係る記録 (4) 基準省令第25条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (5) 基準省令第26条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (6) 略 (基準該当介護予防支援に係る記録の整備) 第7条 基準該当介護予防支援の事業を行う者は、利用者に対する基準該当介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号及び第6号に掲げる記録にあつては、5年間)保存しなければならない。	(記録の整備) 第6条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号及び第7号に掲げる記録にあつては、5年間)保存しなければならない。 (1) 略 (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳 アからウまで 略 エ 基準省令第30条第15号の規定による評価の結果の記録 オ 略 (3) 基準省令第30条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 基準省令第15条の規定による市町村への通知に係る記録 (5) 基準省令第25条第2項の規定による苦情の内容等の記録 (6) 基準省令第26条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (7) 略 (基準該当介護予防支援に係る記録の整備) 第7条 基準該当介護予防支援の事業を行う者は、利用者に対する基準該当介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号及び第7号に掲げる記録にあつては、5年間)保存しなければならない。

(1) 略 (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳 アからウまで 略 エ 基準省令第32条において準用する基準省令第30条第15号に規定する評価の結果の記録 オ 略 (3) 基準省令第32条において準用する基準省令第15条に規定する市町村への通知に係る記録 (4) 基準省令第32条において準用する基準省令第25条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (5) 基準省令第32条において準用する基準省令第26条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (6) 略 附 則	(1) 略 (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳 アからウまで 略 エ 基準省令第32条において準用する基準省令第30条第15号の規定による評価の結果の記録 オ 略 (3) 基準省令第32条において準用する基準省令第30条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 基準省令第32条において準用する基準省令第15条の規定による市町村への通知に係る記録 (5) 基準省令第32条において準用する基準省令第25条第2項の規定による苦情の内容等の記録 (6) 基準省令第32条において準用する基準省令第26条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (7) 略 附 則 (重要事項の揭示に係る経過措置) 6 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、第4条の規定により適用する基準省令第21条第3項(基準省令第32条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。
---	---

柏市介護医療院人員等基準条例（平成30年柏市条例第14号）新旧対照表（第14条関係）

改正前	改正後
附 則	附 則 (重要事項の揭示に係る経過措置) 第15条 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、第3条の規定により適用する基準省令第35条第3項(基準省令第54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「介護医療院は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。 (利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置) 第16条 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間、第3条の規定により適用する基準省令第40条の3(基準省令第54条において準用する

場合を含む。)の規定の適用については、基準省令第40条の3中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

第17条 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間、第3条の規定により適用する基準省令第34条第1項(基準省令第54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

柏市指定障害福祉サービス事業等人員設備運営基準等条例の一部を改正する条例の制定について

柏市指定障害福祉サービス事業等人員設備運営基準等条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 22 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準の改正に伴い，指定就労選択支援事業所の設備に関する基準を定めたいので提案する。

柏市条例第 号

柏市指定障害福祉サービス事業等人員設備運営基準等条例の一部を改正する条例

柏市指定障害福祉サービス事業等人員設備運営基準等条例（平成24年柏市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第158条」の次に「，第173条の5」を加える。

第5条中第6号を第7号とし，第5号を第6号とし，第4号を第5号とし，第3号の次に次の1号を加える。

（4）指定就労選択支援事業所

附則第4項及び附則第5項各号列記以外の部分中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則に次の1項を加える。

（地域との連携等に係る経過措置）

11 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間，第3条の規定により適用する基準省令第210条の7（基準省令第213条の22において準用する場合を含む。）及び第213条の10の規定の適用については，これらの規定中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と，「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

附 則

この条例は，令和6年4月1日から施行する。ただし，第3条第1号の改正規定及び第5条中第6号を第7号とし，第5号を第6号とし，第4号を第5号とし，第3号の次に1号を加える改正規定は，公布の日又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

議案第5号資料

柏市指定障害福祉サービス事業等人員設備運営基準等条例
の一部を改正する条例について

柏市指定障害福祉サービス事業等人員設備運営基準等条例（平成24年柏市条例第44号）新旧対照表

改正前	改正後
(指定障害福祉サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等) 第3条 第1条第1号に定める基準該当障害福祉サービスに関する基準，同条第3号に定める共生型障害福祉サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準並びに同条第4号に定める指定障害福祉サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準については，第5条及び第6条に定めるもののほか，基準省令第3条から第224条まで(次に掲げる規定を除く。)に定めるところによる。 (1) 基準省令第81条第2項第1号イ(基準省令第158条及び第179条において準用する場合を含む。) (2)から(4)まで 略 (訓練・作業室の床面積) 第5条 次に掲げる事業所に設ける訓練・作業室の利用者1人当たりの床面積は，おおむね3.3平方メートル以上とする。ただし，利用者の支援に支障がない場合は，この限りでない。 (1)から(3)まで 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略 附 則 (指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例) 4 第3条の規定により適用する基準省令第211条第3項及び第213条の8第4項の規定は，指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち，重度訪問介護，同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって，障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令(平成26年厚生労働省令第5号)第1条第5号に規定する区分4，同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが，共同生活住居内において，当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業	(指定障害福祉サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等) 第3条 第1条第1号に定める基準該当障害福祉サービスに関する基準，同条第3号に定める共生型障害福祉サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準並びに同条第4号に定める指定障害福祉サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準については，第5条及び第6条に定めるもののほか，基準省令第3条から第224条まで(次に掲げる規定を除く。)に定めるところによる。 (1) 基準省令第81条第2項第1号イ(基準省令第158条，<u>第173条の5</u>及び第179条において準用する場合を含む。) (2)から(4)まで 略 (訓練・作業室の床面積) 第5条 次に掲げる事業所に設ける訓練・作業室の利用者1人当たりの床面積は，おおむね3.3平方メートル以上とする。ただし，利用者の支援に支障がない場合は，この限りでない。 (1)から(3)まで 略 <u>(4) 指定就労選択支援事業所</u> <u>(5)</u> 略 <u>(6)</u> 略 <u>(7)</u> 略 附 則 (指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例) 4 第3条の規定により適用する基準省令第211条第3項及び第213条の8第4項の規定は，指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち，重度訪問介護，同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって，障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令(平成26年厚生労働省令第5号)第1条第5号に規定する区分4，同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが，共同生活住居内において，当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業

者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、<u>令和6年3月31日</u>までの間、当該利用者については、適用しない。 5 第3条の規定により適用する基準省令第211条第3項及び第213条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護(身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。)の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、<u>令和6年3月31日</u>までの間、当該利用者については、適用しない。 (1)及び(2) 略 6 略	者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、<u>令和9年3月31日</u>までの間、当該利用者については、適用しない。 5 第3条の規定により適用する基準省令第211条第3項及び第213条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護(身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。)の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、<u>令和9年3月31日</u>までの間、当該利用者については、適用しない。 (1)及び(2) 略 6 略 (地域との連携等に係る経過措置) 11 <u>令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、第3条の規定により適用する基準省令第210条の7(基準省令第213条の22において準用する場合を含む。)及び第213条の10の規定の適用については、これらの規定中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。</u>
--	---

柏市指定障害児通所支援事業等人員設備運営基準等条例
の一部を改正する条例の制定について

柏市指定障害児通所支援事業等人員設備運営基準等条例の一部を
改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 22 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営
に関する基準の改正に伴い，児童発達支援センターであるものを除
く指定児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所の
設備の基準に係る規定の整備を行いたいので提案する。

柏市条例第 号

柏市指定障害児通所支援事業等人員設備運営基準等条例
の一部を改正する条例

柏市指定障害児通所支援事業等人員設備運営基準等条例（令和元年柏市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第2項第1号中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同号イ中「訓練」を「支援」に改める。

附則に次の見出し及び5項を加える。

（令和6年改正府令の施行に伴う経過措置）

- 18 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「一部改正法」という。）附則第4条第1項の規定により一部改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、第3条の規定により適用する児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第5号。以下「令和6年改正府令」という。）第1条の規定による改正後の基準省令（以下「令和6年改正後基準省令」という。）第6条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。
- 19 一部改正法附則第4条第1項の規定により新児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、第3条の規定により適用する令和6年改正後基準省令第10条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 20 令和6年改正府令の施行の際現に指定を受けている令和6年改正府令第1条の規定による改正前の基準省令（以下「令和6年改正前基準省令」という。）第6条第4項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第5項に規定す

る主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、第3条の規定により適用する令和6年改正後基準省令第6条及び第11条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

2 1 令和6年改正府令の施行の際現に指定を受けている令和6年改正前基準省令第6条第4項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第5項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、第3条の規定により適用する令和6年改正後基準省令第10条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

2 2 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、第3条の規定により適用する基準省令第26条の2（基準省令第54条の5，第54条の9，第71条，第71条の2，第71条の6及び第71条の14において準用する場合を含む。）の規定の適用については、基準省令第26条の2中「公表しなければ」とあるのは、「公表するよう努めなければ」とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第6号資料

柏市指定障害児通所支援事業等人員設備運営基準等条例の
一部を改正する条例について

柏市指定障害児通所支援事業等人員設備運営基準等条例（令和元年柏市条例第7号）新旧対照表

改正前	改正後
（設備等の基準） 第5条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。)及び指定放課後等デイサービス事業所は、<u>指導訓練室</u>、相談室及び便所のほか、指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 2 前項に規定する設備の基準は、次に掲げるとおりとする。 (1) <u>指導訓練室</u> ア 略 イ <u>訓練</u>に必要な機械器具等を備えること。 (2)及び(3) 略 3 略 附 則	（設備等の基準） 第5条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。)及び指定放課後等デイサービス事業所は、<u>発達支援室</u>、相談室及び便所のほか、指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 2 前項に規定する設備の基準は、次に掲げるとおりとする。 (1) <u>発達支援室</u> ア 略 イ <u>支援</u>に必要な機械器具等を備えること。 (2)及び(3) 略 3 略 附 則 （令和6年改正府令の施行に伴う経過措置） 18 <u>児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号。以下「一部改正法」という。)</u>附則第4条第1項の規定により一部改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法(以下「<u>新児童福祉法</u>」という。)第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、第3条の規定により適用する児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令(令和6年内閣府令第5号。以下「<u>令和6年改正府令</u>」という。)第1条の規定による改正後の基準省令(以下「<u>令和6年改正後基準省令</u>」という。)第6条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。 19 一部改正法附則第4条第1項の規定により新児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、第3条の規定により適用する令和6年改正後基準省令第10条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。 20 <u>令和6年改正府令の施行の際現に指定を受けている令和6年改正府令第1条の規定による改正前の基準省令(以下「<u>令和6年改正前基準省令</u>」という。)</u>第6条第4項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第5項に規定する主として重症心身障害

児を通わせる指定児童発達支援事業所については、第3条の規定により適用する令和6年改正後基準省令第6条及び第11条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

21 令和6年改正府令の施行の際現に指定を受けている令和6年改正前基準省令第6条第4項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第5項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、第3条の規定により適用する令和6年改正後基準省令第10条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

22 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、第3条の規定により適用する基準省令第26条の2(基準省令第54条の5、第54条の9、第71条、第71条の2、第71条の6及び第71条の14において準用する場合を含む。)の規定の適用については、基準省令第26条の2中「公表しなければ」とあるのは、「公表するよう努めなければ」とする。

柏市指定障害者支援施設等人員設備運営基準等条例及び
柏市障害者支援施設設備運営基準条例の一部を改正する
条例の制定について

柏市指定障害者支援施設等人員設備運営基準等条例及び柏市障害者支援施設設備運営基準条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 22 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員，設備及び運営に関する基準等の改正に伴い，所要の経過措置を定めたいので提案する。

柏市条例第 号

柏市指定障害者支援施設等人員設備運営基準等条例及び
柏市障害者支援施設設備運営基準条例の一部を改正
する条例

(柏市指定障害者支援施設等人員設備運営基準等条例の一部改正)

第1条 柏市指定障害者支援施設等人員設備運営基準等条例（平成24年柏市条例第45号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

（地域との連携等に係る経過措置）

- 15 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、第4条の規定により適用する基準省令第24条の2の規定の適用については、同条中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

（地域移行等意向確認担当者の選任等に係る経過措置）

- 16 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間、第4条の規定により適用する基準省令第24条の3の規定の適用については、同条中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。

(柏市障害者支援施設設備運営基準条例の一部改正)

第2条 柏市障害者支援施設設備運営基準条例（平成24年柏市条例第49号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

（地域との連携等に係る経過措置）

- 11 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、第3条の規定により適用する基準省令第19条の2の規定の適用については、同条中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

（地域移行等意向確認担当者の選任等に係る経過措置）

- 12 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間，第3条の規定により適用する基準省令第19条の3の規定の適用については，同条中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と，「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。

附 則

この条例は，令和6年4月1日から施行する。

議案第 7 号資料

柏市指定障害者支援施設等人員設備運営基準等条例及び柏市障害者支援施設設備運営基準条例の一部を改正する条例について

柏市指定障害者支援施設等人員設備運営基準等条例（平成 24 年柏市条例第 45 号）新旧対照表（第 1 条関係）

改正前	改正後
	<u>(地域との連携等に係る経過措置)</u> <u>15 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、第4条の規定により適用する基準省令第24条の2の規定の適用については、同条中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。</u> <u>(地域移行等意向確認担当者の選任等に係る経過措置)</u> <u>16 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間、第4条の規定により適用する基準省令第24条の3の規定の適用については、同条中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。</u>

柏市障害者支援施設設備運営基準条例（平成 24 年柏市条例第 49 号）新旧対照表（第 2 条関係）

改正前	改正後
	<u>(地域との連携等に係る経過措置)</u> <u>11 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、第3条の規定により適用する基準省令第19条の2の規定の適用については、同条中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。</u> <u>(地域移行等意向確認担当者の選任等に係る経過措置)</u> <u>12 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間、第3条の規定により適用する基準省令第19条の3の規定の適用については、同条中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。</u>

柏市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

柏市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 22 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

令和 6 年度から令和 8 年度までの保険料率を定めること等を行いたいので提案する。

柏市条例第 号

柏市介護保険条例の一部を改正する条例

柏市介護保険条例（平成１２年柏市条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項各号列記以外の部分中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、同項第１号中「３０，２４０円」を「３１，３２０円」に改め、同項第２号中「４０，３２０円」を「４１，０６０円」に改め、同項第３号中「４７，０４０円」を「４８，０２０円」に改め、同項第４号中「５３，７６０円」を「５７，７６０円」に改め、同項第５号中「６７，２００円」を「６９，６００円」に改め、同項第６号ア及びイ以外の部分中「７０，５６０円」を「７６，５６０円」に改め、同項第７号ア及びイ以外の部分中「７３，９２０円」を「８１，４３０円」に改め、同項第８号ア及びイ以外の部分中「８１，９８０円」を「９０，４８０円」に改め、同項第９号ア及びイ以外の部分中「８９，３７０円」を「１００，２２０円」に改め、同項第１０号ア及びイ以外の部分中「１００，１２０円」を「１１２，７５０円」に改め、同号ア中「４，０００，０００円」を「４，２００，０００円」に改め、同項第１１号ア及びイ以外の部分中「１０６，８４０円」を「１２１，８００円」に改め、同号ア中「５，０００，０００円」を「５，２００，０００円」に改め、同項第１２号ア及びイ以外の部分中「１２０，２８０円」を「１３５，７２０円」に改め、同号ア中「６，０００，０００円」を「６，２００，０００円」に改め、同項第１３号ア及びイ以外の部分中「１２７，０００円」を「１４２，６８０円」に改め、同号ア中「７，０００，０００円」を「７，２００，０００円」に改め、同項第１４号ア及びイ以外の部分中「１３４，４００円」を「１５０，３３０円」に改め、同号ア中「８，０００，０００円」を「８，２００，０００円」に改め、同項第１５号ア及びイ以外の部分中「１４４，４８０円」を「１６１，４７０円」に改め、同号ア中「９，０００，０００円」

を「9, 200, 000円」に改め、同項第16号ア及びイ以外の部分中「154, 560円」を「171, 910円」に改め、同項第17号ア及びイ以外の部分中「164, 640円」を「182, 350円」に改め、同項第18号中「174, 720円」を「192, 790円」に改め、同条第2項中「16, 800円」を「19, 480円」に改め、同条第3項後段中「16, 800円」を「19, 480円」に、「23, 520円」を「27, 140円」に改め、同条第4項後段中「16, 800円」を「19, 480円」に、「43, 680円」を「47, 670円」に改める。

第10条第2項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、これらの期限により難い特別の事情があると認められる者に係る申請書の提出の期限については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第10条第2項各号列記以外の部分にただし書を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第8号資料

柏市介護保険条例の一部を改正する条例について

柏市介護保険条例（平成12年柏市条例第16号）新旧対照表

改正前	改正後
(保険料率)	(保険料率)
第3条 法第129条第2項の規定による令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。	第3条 法第129条第2項の規定による令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>30,240円</u>	(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>31,320円</u>
(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>40,320円</u>	(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>41,060円</u>
(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>47,040円</u>	(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>48,020円</u>
(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>53,760円</u>	(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>57,760円</u>
(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>67,200円</u>	(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>69,600円</u>
(6) 次のいずれかに該当する者 <u>70,560円</u> ア及びイ 略	(6) 次のいずれかに該当する者 <u>76,560円</u> ア及びイ 略
(7) 次のいずれかに該当する者 <u>73,920円</u> ア及びイ 略	(7) 次のいずれかに該当する者 <u>81,430円</u> ア及びイ 略
(8) 次のいずれかに該当する者 <u>81,980円</u> ア及びイ 略	(8) 次のいずれかに該当する者 <u>90,480円</u> ア及びイ 略
(9) 次のいずれかに該当する者 <u>89,370円</u> ア及びイ 略	(9) 次のいずれかに該当する者 <u>100,220円</u> ア及びイ 略
(10) 次のいずれかに該当する者 <u>100,120円</u> ア 合計所得金額が <u>4,000,000円</u> 未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 略	(10) 次のいずれかに該当する者 <u>112,750円</u> ア 合計所得金額が <u>4,200,000円</u> 未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 略
(11) 次のいずれかに該当する者 <u>106,840円</u> ア 合計所得金額が <u>5,000,000円</u> 未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 略	(11) 次のいずれかに該当する者 <u>121,800円</u> ア 合計所得金額が <u>5,200,000円</u> 未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 略
(12) 次のいずれかに該当する者 <u>120,280円</u> ア 合計所得金額が <u>6,000,000円</u> 未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 略	(12) 次のいずれかに該当する者 <u>135,720円</u> ア 合計所得金額が <u>6,200,000円</u> 未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 略
(13) 次のいずれかに該当する者 <u>127,000円</u> ア 合計所得金額が <u>7,000,000円</u> 未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 略	(13) 次のいずれかに該当する者 <u>142,680円</u> ア 合計所得金額が <u>7,200,000円</u> 未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 略
(14) 次のいずれかに該当する者 <u>134,400円</u> ア 合計所得金額が <u>8,000,000円</u> 未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当	(14) 次のいずれかに該当する者 <u>150,330円</u> ア 合計所得金額が <u>8,200,000円</u> 未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当

しないもの イ 略 (15) 次のいずれかに該当する者 <u>144,480円</u> ア 合計所得金額が<u>9,000,000円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 略 (16) 次のいずれかに該当する者 <u>154,560円</u> ア及びイ 略 (17) 次のいずれかに該当する者 <u>164,640円</u> ア及びイ 略 (18) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>174,720円</u> 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>16,800円</u>とする。 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>16,800円</u>」とあるのは、「<u>23,520円</u>」と読み替えるものとする。 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>16,800円</u>」とあるのは、「<u>43,680円</u>」と読み替えるものとする。 (保険料の減免) 第10条 略 2 前項に規定する申請は、法第131条の規定により普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収対象被保険者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付し、これを市長に提出してしなければならない。 (1)から(3)まで 略 3 略	しないもの イ 略 (15) 次のいずれかに該当する者 <u>161,470円</u> ア 合計所得金額が<u>9,200,000円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 略 (16) 次のいずれかに該当する者 <u>171,910円</u> ア及びイ 略 (17) 次のいずれかに該当する者 <u>182,350円</u> ア及びイ 略 (18) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>192,790円</u> 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>19,480円</u>とする。 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>19,480円</u>」とあるのは、「<u>27,140円</u>」と読み替えるものとする。 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>19,480円</u>」とあるのは、「<u>47,670円</u>」と読み替えるものとする。 (保険料の減免) 第10条 略 2 前項に規定する申請は、法第131条の規定により普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収対象被保険者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付し、これを市長に提出してしなければならない。<u>ただし、これらの期限により難い特別の事情があると認められる者に係る申請書の提出の期限については、市長が別に定める。</u> (1)から(3)まで 略 3 略
---	---

